



発行 新潟県  
**第 63 号**  
 平成26年8月15日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1190 土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定（環境対策課）
- 1191 保安林の指定解除（治山課）
- 1192 保安林の指定解除（治山課）
- 1193 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 1194 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 1195 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 1196 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 1197 公共測量の実施通知（監理課）
- 1198 公共測量の実施通知（監理課）
- 1199 公共測量の実施通知（監理課）
- 1200 公共測量の終了通知（監理課）
- 1201 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）
- 1202 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

公 告

- 指定管理者の募集（文化振興課）
- 一般競争入札の実施（医務薬事課）
- 一般競争入札の実施（医務薬事課）
- 一般競争入札の実施（医務薬事課）
- 一般競争入札の実施（医務薬事課）
- 争議行為を行う旨の通知（労政雇用課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

人事委員会規則

- 6-1741 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

告 示

◎新潟県告示第1190号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成26年8月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 指定する形質変更時要届出区域  
新発田市中曾根町三丁目588番2の一部及び590番3の一部
- 2 土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 土壤の汚染状態が土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物

---

**◎新潟県告示第1191号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成26年 8月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
新潟県佐渡市三川2674の94
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

---

**◎新潟県告示第1192号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成26年 8月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
新潟県十日町市寺田字沢上1857の3、1858の4、1860の1、1861の2、1862の2、1864の2、1867の2、1868の2
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

---

**◎新潟県告示第1193号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、五泉市の十全土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成26年 8月15日

新潟県新潟地域振興局長

**1 就 任**

理事	五泉市村松乙420番地	安中 拓 (理事長)
〃	〃 蛭野1137番地	新保 善一
〃	〃 別所599番地	樽井 正晴
〃	〃 上大蒲原1936番地	小出 秀夫
〃	〃 下大蒲原1178番地	岩野 幸永
〃	〃 大口555番地	安中 昭夫
〃	〃 山谷246番地	中山 俊英
〃	〃 安出365番地1	五十嵐尚文
監事	五泉市下戸倉996番地	阿部 司朗
〃	〃 別所1148番地	鶴巻 洋一
〃	〃 大原432番地	新保 正雄

就任年月日 平成26年 8月 3日

**2 退 任**

理事	五泉市新屋333番地	大橋 忠夫 (理事長)
〃	〃 村松乙420番地	安中 拓
〃	〃 大原660番地	大橋 龍次
〃	〃 上大蒲原1936番地	小出 秀夫
〃	〃 蛭野1137番地	新保 善一

// // 別所599番地 樽井 正晴  
 // // 下大蒲原1178番地 岩野 幸永  
 // // 大口555番地 安中 昭夫  
 監事 五泉市下戸倉996番地 阿部 司朗  
 // // 別所1148番地 鶴巻 洋一  
 // // 山谷246番地 中山 俊英  
 退任年月日 平成26年8月2日

### ◎新潟県告示第1194号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、新潟市の一部を受益地域とする県営亀田郷地区農業用排水施設整備（基幹水利施設ストックマネジメント）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年8月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成26年8月18日から平成26年9月12日まで
- 3 縦覧に供する場所  
新潟市東区役所  
新潟市江南区役所
- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

### ◎新潟県告示第1195号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理・農業用排水施設整備（中山間地域総合整備）事業に係る換地計画を定めたので、平成26年8月18日から平成26年9月12日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年8月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	下倉	換地計画書の写し	魚沼市役所広神庁舎

- 1 この換地計画について異議があるときは、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- 2 この換地計画について不服があったとしても、この換地計画についての取消しの訴えを提起することができない。取消しの訴えを提起することができるのは、この換地計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

### ◎新潟県告示第1196号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理（経営体育成基盤整備）事業に係る換地計画を定めたので、平成26年8月18日から平成26年9月12日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年8月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
-------	-----	-------	-------

新潟県	大戸	換地計画書の写し	弥彦村役場
-----	----	----------	-------

- 1 この換地計画について異議があるときは、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- 2 この換地計画について不服があったとしても、この換地計画についての取消しの訴えを提起することができない。取消しの訴えを提起することができるのは、この換地計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

#### ◎新潟県告示第1197号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南魚沼市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年 8月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（農地災害区画整備事業 土沢地区確定測量）
- 2 作業期間 平成26年 8月 1日から平成27年 3月 7日まで
- 3 作業地域 南魚沼市 土沢 地内

#### ◎新潟県告示第1198号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事（魚沼地域振興局長）から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年 8月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（県営ほ場整備事業（担い手育成型）伊米ヶ崎地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成26年 8月 1日から平成27年 3月 7日まで
- 3 作業地域 魚沼市 板木、干溝、原虫野、虫野 地内

#### ◎新潟県告示第1199号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年 8月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（地盤沈下変動調査（水準測量図作成））
- 2 作業期間 平成26年 7月22日から平成27年 2月20日まで
- 3 作業地域 新潟市全域

#### ◎新潟県告示第1200号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局 高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年 8月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点測量）1点
- 2 作業期間 平成26年 6月20日から平成26年 8月 8日まで
- 3 作業地域 妙高市大字坂口新田地内 国道18号（妙高大橋付近）

#### ◎新潟県告示第1201号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成26年 8月15日

新潟県三条地域振興局長

- 1 指定道路の種類  
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日

平成26年8月4日

## 3 指定道路の位置等

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
燕市水道町4丁目 680番の内、 681番の内	5.90	44.49

## ◎新潟県告示第1202号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成26年8月15日

新潟県新発田地域振興局長

## 1 指定道路の種類

第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

## 2 指定の年月日

平成26年8月6日

## 3 指定道路の位置等

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
村上市坂町字宮林3117番1、3117番14	5.90	34.03

## 公 告

## 指定管理者の募集について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び新潟県立自然科学館条例(昭和56年新潟県条例第48号。以下「条例」という。)第15条の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

平成26年8月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 募集する事項

## (1) 対象施設及び対象業務

ア 対象施設 新潟県立自然科学館

イ 対象業務

(7) 条例第2条各号に掲げる自然科学館の事業の実施に関する業務

(4) 自然科学館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(9) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務

## (2) 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

## 2 申請資格

申請者は、法人その他の団体(以下「法人等」という。)、複数の法人等により構成される団体(以下「共同体」という。)とし、個人での申請は受け付けない。単独で申請した法人等は、共同体の構成員になることはできない。また、複数の共同体の構成員に同時になることはできない。

申請者(共同体の構成員を含む。)は以下の要件を全て満たす必要がある。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 県議会議員が無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人(以下、「役員等」という。)に就任していないこと。

(3) 知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員が役員等に就任していないこと。(県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人を除く。)

(4) 県の指名停止措置を受けていないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更生又は再生手続きを行っている者でないこと。

- (6) 県税等を滞納していないこと。
- (7) 経営状況が健全であること。
- (8) 県内に事務所を置く又は置こうとする法人等であること。
- (9) 指定管理者になろうとする法人等（共同体の構成員を含む）及びその役員が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者

エ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

### 3 募集に関する必要な事項を示す場所等

- (1) 申請書の提出場所、募集条件を示す場所、募集要項の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号 950-8570  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県県民生活・環境部文化振興課文化政策係  
電話番号 025-280-5138（直通）  
FAX番号 025-280-5221

- (2) 募集要項の交付方法  
新潟県文化振興課ホームページから入手する。

- (3) 申請書類の提出期限  
平成26年8月8日（金）から平成26年9月30日（火）まで

### 4 その他

- (1) 失格 虚偽の申請を行った場合及び本件募集要項において示した条件に反した場合は、失格とする場合がある。
- (2) 指定管理者候補者の選定 選定基準に基づく指定管理者審査委員会の審査を踏まえ、指定管理者候補者を選定する。
- (3) 指定管理者の指定 指定管理者は県議会の議決を経て指定する。
- (4) その他 詳細は募集要項による。

---

#### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、生体情報モニタリングシステムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成26年8月15日

新潟県魚沼基幹病院事業

新潟県知事 泉田 裕彦

#### 1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量  
生体情報モニタリングシステム 一式
  - (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
  - (3) 納入期限  
平成27年5月31日（日）
-

## (4) 納入場所

入札説明書による。

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (4) 本調達物品の仕様に適合する物品であることが確認できた者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県福祉保健部医務薬事課魚沼基幹病院設立準備室

電話番号 025-280-5973

Eメール ngt040220@pref.niigata.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

- (3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあつては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

- (4) 入札書の受領期限

平成26年9月24日(水) 午後4時

- (5) 開札の日時及び場所

平成26年9月25日(木) 午前9時

新潟県庁福祉保健部医務薬事課魚沼基幹病院設立準備室

## 4 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成26年9月10日(水)午後4時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県魚沼基幹病院事業)へ通報報告を行うこと。

- (8) 落札者の決定方法  
規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) 契約の停止等  
当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成8年1月新潟県告示第209号)に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (10) その他  
詳細は入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
Patient monitoring system [1]set
- (2) Deadline for bid participant applications:  
4 : 00P.M. September 10, 2014
- (3) Date of bid opening:  
9 : 00A.M. September 25, 2014
- (4) For more information, please contact the following division in Japanese:  
Preparatory Office for the Founding of Unuma Regional Hospital  
Medical and Pharmaceutical Affairs Division  
Department of Health and Social Welfare  
Niigata Prefectural Government  
4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture  
950-8570  
JAPAN  
TEL: 025-280-5973  
E-mail : ngt040220@pref.niigata.lg.jp

---

### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、薬剤業務支援機器について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものである。

平成26年 8 月15日

新潟県魚沼基幹病院事業

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量  
薬剤業務支援機器 一式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
平成27年 5 月31日(日)
- (4) 納入場所  
入札説明書による。
- (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ## 2 入札に参加する者に必要な資格
- 入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。



- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (4) 本調達物品の仕様に適合する物品であることが確認できた者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県福祉保健部医務薬事課魚沼基幹病院設立準備室

電話番号 025-280-5973

Eメール ngt040220@pref.niigata.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

- (3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にとっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

- (4) 入札書の受領期限

平成26年9月24日(水) 午後4時

- (5) 開札の日時及び場所

平成26年9月25日(木) 午前9時

新潟県庁福祉保健部医務薬事課魚沼基幹病院設立準備室

### 4 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成26年9月10日(水)午後4時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県魚沼基幹病院事業)へ通報報告を行うこと。

- (8) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (9) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成8年1月新潟県告示第209号)に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (10) その他

詳細は入札説明書による。

### 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Pharmacy practice support device [1]set

(2) Deadline for bid participant applications:

4 : 00P.M. September 10, 2014

(3) Date of bid opening:

9 : 00A.M. September 25, 2014

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Preparatory Office for the Founding of Unuma Regional Hospital

Medical and Pharmaceutical Affairs Division

Department of Health and Social Welfare

Niigata Prefectural Government

4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

JAPAN

TEL: 025-280-5973

E-mail: ngt040220@pref.niigata.lg.jp

---

#### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、生理機能検査機器について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成26年 8月15日

新潟県魚沼基幹病院事業

新潟県知事 泉 田 裕 彦

#### 1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

生理機能検査機器 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成27年 5月31日（日）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(4) 本調達物品の仕様に適合する物品であることが確認できた者であること。

#### 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県福祉保健部医務薬事課魚沼基幹病院設立準備室

電話番号 025-280-5973

Eメール ngt040220@pref.niigata.lg.jp

## (2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

## (3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にとっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

## (4) 入札書の受領期限

平成26年9月24日(水) 午後4時

## (5) 開札の日時及び場所

平成26年9月25日(木) 午前9時

新潟県庁福祉保健部医務薬事課魚沼基幹病院設立準備室

## 4 その他

## (1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

## (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成26年9月10日(水)午後4時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## (5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## (6) 契約書作成の要否 要

## (7) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県魚沼基幹病院事業)へ通報報告を行うこと。

## (8) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (9) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成8年1月新潟県告示第209号)に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

## (10) その他

詳細は入札説明書による。

## 5 Summary

## (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Physiological function testing device [1]set

## (2) Deadline for bid participant applications:

4:00P.M. September 10, 2014

## (3) Date of bid opening:

9:00A.M. September 25, 2014

## (4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Preparatory Office for the Founding of Unuma Regional Hospital

Medical and Pharmaceutical Affairs Division

Department of Health and Social Welfare

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture  
950-8570  
JAPAN  
TEL: 025-280-5973  
E-mail: ngt040220@pref.niigata.lg.jp

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、人工透析システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成26年 8 月15日

新潟県魚沼基幹病院事業

新潟県知事 泉 田 裕 彦

#### 1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量  
人工透析システム 一式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
平成27年 5 月31日（日）
- (4) 納入場所  
入札説明書による。
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (4) 本調達物品の仕様に適合する物品であることが確認できた者であること。

#### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県福祉保健部医務薬事課魚沼基幹病院設立準備室

電話番号 025-280-5973

Eメール ngt040220@pref.niigata.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

- (3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあつては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

- (4) 入札書の受領期限

平成26年 9 月24日（水） 午後 4 時

- (5) 開札の日時及び場所

平成26年 9 月25日（木） 午前 9 時

新潟県庁福祉保健部医務薬事課魚沼基幹病院設立準備室

#### 4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成26年9月10日（水）午後4時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県魚沼基幹病院事業）へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年1月新潟県告示第209号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

#### 5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Dialysis system [1]set

(2) Deadline for bid participant applications:

4 : 00P.M. September 10, 2014

(3) Date of bid opening:

9 : 00A.M. September 25, 2014

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Preparatory Office for the Founding of Unuma Regional Hospital

Medical and Pharmaceutical Affairs Division

Department of Health and Social Welfare

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

JAPAN

TEL: 025-280-5973

E-mail: ngt040220@pref.niigata.lg.jp

---

#### 争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、日本赤十字労働組合長岡支部執行委員長村越朋から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成26年 8 月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 要求事項  
人員要求、待遇改善、施設設備、その他の要求
- 2 期 間  
平成26年 8 月16日午前 0 時以降本問題解決まで
- 3 場 所  
日本赤十字労働組合長岡支部の組合員が従事する全職場
- 4 概 要  
あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して実施する。ただし、救急患者には対応する。

## 病院局公告

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第 1 項の規定により、新潟県立新発田病院における寝具設備等の賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年 8 月15日

新潟県立新発田病院長 堂前 洋一郎

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入等件名及び数量  
新潟県立新発田病院 寝具等の賃貸借契約 一式
  - (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
  - (3) 履行期間  
平成26年10月 1 日から平成29年 9 月30日まで
  - (4) 履行場所  
新潟県立新発田病院
  - (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
  - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
  - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立がなされている者でないこと。
  - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
  - (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
  - (6) 入札説明書に定める作業を行った実績を有する者であること。
  - (7) 新潟県暴力団排除条例第 6 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
  - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 957-8588  
新潟県新発田市本町 1 丁目 2 番 8 号  
新潟県立新発田病院経営課  
電話番号 0254-22-3121 内線2517
  - (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から平成26年 8 月28日（新潟県の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に規定する日を除く。）の

午前8時30分から午後5時15分に前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成26年9月1日(水)午前10時00分

新潟県立新発田病院 5階 大会議室

5 本件入札に係る参加申請書の提出

(1) 入札希望者は平成26年8月29日午後5時15分までに、入札説明書に定める入札参加確認申請書を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は平成26年8月29日に必着させるとともに、簡易郵便を利用すること。

(2) 入札参加確認申請書の提出場所は3(1)とする。

(3) 入札参加確認申請書の様式は入札説明書による。

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

---

**一般競争入札の実施について(公告)**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県立新発田病院における病衣(患者衣)の賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年8月15日

新潟県立新発田病院長 堂前 洋一郎

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

新潟県立新発田病院 病衣(患者衣)の賃貸借契約 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成26年10月1日から平成29年9月30日まで

## (4) 履行場所

新潟県立新発田病院及

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (6) 入札説明書に定める作業を行った実績を有する者であること。
- (7) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2517

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成26年8月28日(新潟県の休日定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分に前記3(1)の交付場所で交付する。

## 4 入札、開札の日時及び場所

平成26年9月1日(水)午前11時00分

新潟県立新発田病院 5階 大会議室

## 5 本件入札に係る参加申請書の提出

- (1) 入札希望者は平成26年8月29日午後5時15分までに、入札説明書に定める入札参加確認申請書を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は平成26年8月29日に必着させるとともに、簡易郵便を利用すること。
- (2) 入札参加確認申請書の提出場所は3(1)とする。
- (3) 入札参加確認申請書の様式は入札説明書による。

## 6 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要



## (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

## (9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

**人事委員会規則**

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 8 月15日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

**新潟県人事委員会規則第 6 - 1741号**

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

**第 1 条** 職員の退職手当に関する条例施行規則（規則第 6 - 183号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(受給資格証の交付等)</p> <p><b>第 9 条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 受給資格者は、受給資格証の交付を受けた後、氏名を変更した場合にあつては様式第 5 の 2 に定める受給資格者氏名変更届に、住所又は居所を変更した場合にあつては様式第 5 の 2 に定める受給資格者住所変更届に、氏名又は住所若しくは居所の変更の事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて、速やかに任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。</u></p> <p><u>4 任命権者は、受給資格者氏名変更届又は受給資格者住所変更届の提出を受けたときは、受給資格証に必要な改定をし、当該受給資格者に返付しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(準用)</p> <p><b>第22条</b> 第 6 条、第 8 条前段、<u>第 9 条第 3 項及び第 4 項</u>、第 12 条第 2 項、第 14 条第 1 項及び第 18 条から第 20 条までの規定は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定（第 12 条第 2 項各号を除く。）中「<u>条例第 13 条第 1 項又は第 3 項</u>」とあるのは「<u>条例第 13 条第 5 項又は第 6 項</u>」と、「基本手当」とあるのは「<u>高年齢求職者給付金</u>」と、「<u>受給資格者</u>」とあるのは「<u>高年齢受給資格者</u>」と、「<u>条例第 13 条第 1 項</u>」とあるのは「<u>条例第 13 条第 5 項</u>」と、「<u>受給資格証</u>」とあるのは「<u>高年齢受給資格証</u>」と、「<u>条例第 13 条第 1 項に規定する期間内（在職票の交付を受けた者にあつては、当該在職票に係る退職の日の翌日から起算して 1 年の期間内）に</u>」とあるのは「<u>当該退職票又は</u>在職票に係る退職の日の翌日から起算して 1 年を経過する日までに、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けることなく」と読み替えるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(受給資格証の交付等)</p> <p><b>第 9 条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(準用)</p> <p><b>第22条</b> 第 6 条、第 8 条前段、第 12 条第 2 項、第 14 条第 1 項及び第 18 条から第 20 条までの規定は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定（第 12 条第 2 項各号を除く。）中「<u>条例第 13 条第 1 項又は第 3 項</u>」とあるのは「<u>条例第 13 条第 5 項又は第 6 項</u>」と、「基本手当」とあるのは「<u>高年齢求職者給付金</u>」と、「<u>受給資格者</u>」とあるのは「<u>高年齢受給資格者</u>」と、「<u>条例第 13 条第 1 項</u>」とあるのは「<u>条例第 13 条第 5 項</u>」と、「<u>受給資格証</u>」とあるのは「<u>高年齢受給資格証</u>」と、「<u>条例第 13 条第 1 項に規定する期間内（在職票の交付を受けた者にあつては、当該在職票に係る退職の日の翌日から起算して 1 年の期間内）に</u>」とあるのは「<u>当該退職票又は</u>在職票に係る退職の日の翌日から起算して 1 年を経過する日までに、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けることなく」と読み替えるものとする。</p>

とする。

- 2 第6条、第8条前段、第9条第3項及び第4項、第12条第2項、第14条第1項及び第18条から第20条までの規定は、特例一時金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定（第12条第2項各号を除く。）中「条例第13条第1項又は第3項」とあるのは「条例第13条第7項又は第8項」と、「基本手当」とあるのは「特例一時金」と、「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、「条例第13条第1項」とあるのは「条例第13条第7項」と、「受給資格証」とあるのは「特例受給資格証」と、「条例第13条第1項に規定する期間内（在職票の交付を受けた者にあつては、当該在職票に係る退職の日の翌日から起算して1年の期間内）に」とあるのは「当該退職票又は在職票に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過する日までに、特例一時金に相当する退職手当の支給を受けることなく」と読み替えるものとする。

（就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続）

**第24条** 受給資格者又は条例第13条第15項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては様式第13の2に定める就業手当に相当する退職手当支給申請書に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当を除く。）に相当する退職手当にあつては様式第13の3に定める再就職手当に相当する退職手当支給申請書に、同条に規定する就業促進定着手当に相当する退職手当にあつては様式第13の4に定める就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書に、同法第56条の3第1項第2号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては様式第14に定める常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書に、条例第13条第11項第5号の規定による退職手当にあつては様式第15に定める移転費に相当する退職手当支給申請書に、同項第6号の規定による退職手当にあつては様式第16に定める広域求職活動費に相当する退職手当支給申請書に、それぞれ受給資格証又は特例受給資格証を添えて任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証又は特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2 (略)

- 2 第6条、第8条前段、第12条第2項、第14条第1項及び第18条から第20条までの規定は、特例一時金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定（第12条第2項各号を除く。）中「条例第13条第1項又は第3項」とあるのは「条例第13条第7項又は第8項」と、「基本手当」とあるのは「特例一時金」と、「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、「条例第13条第1項」とあるのは「条例第13条第7項」と、「受給資格証」とあるのは「特例受給資格証」と、「条例第13条第1項に規定する期間内（在職票の交付を受けた者にあつては、当該在職票に係る退職の日の翌日から起算して1年の期間内）に」とあるのは「当該退職票又は在職票に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過する日までに、特例一時金に相当する退職手当の支給を受けることなく」と読み替えるものとする。

（就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続）

**第24条** 受給資格者又は条例第13条第15項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては様式第13の2に定める就業手当に相当する退職手当支給申請書に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては様式第13の3に定める再就職手当に相当する退職手当支給申請書に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては様式第14に定める常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書に、条例第13条第11項第5号の規定による退職手当にあつては様式第15に定める移転費に相当する退職手当支給申請書に、同項第6号の規定による退職手当にあつては様式第16に定める広域求職活動費に相当する退職手当支給申請書に、それぞれ受給資格証又は特例受給資格証を添えて任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証又は特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2 (略)

第2条 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第5（第1面）を次のように改める。

様式第5

支給番号 <input style="width: 100px;" type="text"/>		会計名 <input style="width: 100px;" type="text"/>			
失 業 者 退 職 手 当 受 給 資 格 証					
受給資格者	氏 名			年 齢	満 歳
	住 所 又 は 居 所				
	退 職 年 月 日	年 月 日	退職事由		
	求 職 年 月 日	年 月 日	勤 続 期 間		
	受給期間満了年月日	年 月 日	年 月		
待 期 日 数		日	所定給付日数	日	
待 期 満 了 年 月 日		年 月 日	最初の失業認定日	年 月 日	
失 業 の 認 定 日		毎 月	日	基本手当の日額	円
公 共 職 業 訓 練 等	受講開始 年 月 日	技 能 習 得 手 当	受講手当	日額 円 月 日	支給開始
	受講終了予定 年 月 日		特定職種 受講手当	月額 円 月 日	支給開始
			通所手当	月額 円 月 日	支給開始
			寄宿手当	月額 円 月 日	支給開始
管 轄 公 共 職 業 安 定 所		所 在 地			
		名 称	公共職業安定所		
交 付 年 月 日		年 月 日			
交 付 者		任命権者名			印

(第1面)

様式第5の次に次の1様式を加える。

様式第5の2 (表面)

氏名  
受給資格者 変更届  
住所

支給番号					
新氏名					
1 氏名	フリガナ				
	新				
	旧				
2 住所	新				
	旧				
3 生年月日	昭和 年 月 日 平成	4 変更年月日	平成 年 月 日		
<p>職員の退職手当に関する条例施行規則第9条第3項の規定により上記のとおり届けます。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(高年齢・特例) 受給資格者氏名 _____ (印)</p> <p>任命権者 様</p> <p style="text-align: right;">支給番号 ( ) 電話番号 ( )</p>					
備 考	※口座名義変更確認欄				

## 様式第5の2 (裏面)

## 注意事項

- 1 氏名を変更したときは、標題中「住所」の文字を抹消すること。この場合には、2欄には記載しないこと。
- 2 住所又は居所を変更したときは、標題中「氏名」の文字を抹消すること。この場合には、1欄には記載しないこと。
- 3 3・4欄の下の「(高年齢・特例) 受給資格者氏名」欄については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 4 この届書には、変更の事実を証明することができる官公署が発行した書類(例えば住民票)を添えること。
- 5 ※印欄には、記載しないこと。

様式第9 (表面) を次のように改める。

様式第9 (表面)

公 共 職 業 訓 練 等 受 講 届							
① 受給資格者に関する事項	氏 名				受給資格証番号		
	住所又は居所						
② 公共職業訓練等に関する事項	(1)種類	1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練	4 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第23条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	5 沖縄振興特別措置法第81条に基づく職業訓練	
	(2)職 種		(3)期 間		(4) 昼夜間の別	昼間・夜間	
	(5) 受講開始年月日	年 月 日	年 月 日	(6) 終了予定年月日	年 月 日	年 月 日	
	この欄の記載事実には誤りのないことを証明する。 年 月 日  (公共職業訓練等の施設の長の職 氏名) <span style="float: right;">(印)</span>						
③ 寄宿に関する事項	(1) 寄宿の事実	有・無	(2) 寄宿開始年月日	年 月 日			
	(3) 寄宿前の住所又は居所						
	(4) 家族の状況	氏 名	受給資格者との続柄	年 齢	職 業	同居・別居の別	別居している者の住所又は居所
				歳	有・無	同居・別居	
				歳	有・無	同居・別居	
				歳	有・無	同居・別居	
			歳	有・無	同居・別居		
④ 公共職業訓練等の受講を指示した公共職業安定所名							
職員の退職手当に関する条例施行規則第15条第1項の規定により上記のとおり届けます。 年 月 日  受給資格者氏名 <span style="float: right;">(印)</span> 任命権者様							
※ 処理欄	基 本 手 当	寄 宿 手 当	証 明 認 定				

様式第11及び様式第12を次のように改める。

様式第11 (表面)

公共職業訓練等受講証明書

受給資格証番号	
氏 名	(印)

① 証明対象期間		年 月			
② 公共職業訓練等が行われなかった日					
③ 公共職業訓練等を受けなかった日	④ 疾病又は負傷による場合				
	⑤ ④以外でやむを得ない理由がある場合				
	⑥ やむを得ない理由がない場合				
⑦ 備 考					
※ 処 理 欄	基本手当	技 能 習 得 手 当			寄 宿 手 当
		受講手当	特定職種 受講手当	通所手当	
上記の事実には誤りのないことを証明する。 年 月 日 (公共職業訓練等の施設の長の職氏名) (印)					
⑧ ①の期間中に就職、就労、内職又は手伝いをしましたか。		ア した イ しない			
⑨ ①の期間中に内職又は手伝いをして収入を得ましたか。		ア 得た イ 得ない			
⑩ 寄宿の有無	有 ( ) ・無				
任命権者 様					
受講者氏名 _____ (印)					



## 様式第11 (裏面)

## 注意事項

- 1 ②欄及び④欄から⑥欄までは、該当する日を記入すること。
- 2 ⑦欄は、④欄から⑥欄までの日について具体的事項その他必要な事項を記入すること。
- 3 ⑧欄及び⑨欄は、該当する記号を○で囲むこと。なお、⑧欄又は⑨欄においてアを○で囲んだ者は、その内容を退職手当支給願により申告すること。
- 4 ⑧欄及び⑨欄の「①の期間」は、公共職業訓練等受講開始前及び受講終了後の期間を除くものであること。
- 5 ⑧欄の「就職」又は「就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合若しくは自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであつて、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの(4時間未満のものであつても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。)、又は会社の役員になった場合等をいうものであること。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものであること。
- 6 ⑧欄及び⑨欄の「内職」又は「手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によつて収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であつてもそれによつて収入を得た場合、すなわち事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、他人の仕事を手助けして収入を得た場合などあなたが働いた場合又はボランティア活動をした場合などで、原則として1日の労働時間が4時間未満(雇用保険の被保険者となる場合を除きます。)であつて、「就職」又は「就労」とはいえない程度のも(1日の労働時間が4時間以上であつても、1日当たりの収入が賃金日額の最低額未満の場合はこれに含まれることがあります。)をいうものであること。  
なお、「内職」又は「手伝い」による収入を得ていない場合も含むものであること。
- 7 ⑩欄には、該当するものを○で囲むこと。なお、「有」を○で囲んだ者であつて「別居して寄宿していない日」があるときは、その日及び理由を( )内に記載すること。
- 8 ⑩欄の下の受講者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 9 ※印欄には、記入しないこと。

様式第12 (表面)

傷病手当に相当する退職手当支給申請書

		受給資格証番号			
申請者	①氏名			② 生年月日	年 月 日
診療担当者の証明	③傷病の名称及びその程度				
	④初診年月日	年 月 日			
	⑤傷病の経過	年 月 日治ゆ、転医、中止、継続中			
	⑥傷病のため職業に就くことができなかつたと認められる期間	年 月 日から		年 月 日まで	
	⑦上記のとおり証明する。 年 月 日 診療機関の所在地及び名称 診療担当者氏名		電話番号		(印)
支給申請期間	⑧同一の傷病により受けることができる給付	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)			
	⑨⑧の給付を受けることができる期間	年 月 日から		年 月 日まで	
		年 月 日から		年 月 日まで	
⑩傷病手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間				
⑪内職若しくは手伝いをした日又は収入のあつた日、その額等を記入してください。	内職又は手伝いをした日 月 月 月 日 日 日	収入のあつた日	月 日	収入額	円 何日分の収入か 日分
職員の退職手当に関する条例施行規則第17条第1項の規定により上記のとおり傷病手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 申請者氏名 (印) 任命権者 様					
※処理欄	支給期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間				

## 様式第12(裏面)

## 注意事項

- 1 この申請書には、受給資格証を添えること。
- 2 ⑧欄は、⑥欄の期間のうち、同一の傷病により受付けることができる給付について、次の区分に従って該当するものの番号(2以上の給付を受けることができる場合には、その受けることができるすべての給付の番号)を○で囲むこと。
  - (1) 健康保険法による傷病手当金
  - (2) 労働基準法による休業補償又は労働者災害補償保険法による休業補償給付若しくは休業給付
  - (3) 国家公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法による休業補償その他法令により地方公務員等に対して支給されるこれに相当する給付
  - (4) 地方公務員等共済組合法その他各種の共済組合法による傷病手当金
  - (5) 国民健康保険法による傷病手当金
  - (6) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による休業給付その他法令により公務の遂行に協力した者に対して支給されるこれに相当する給付
  - (7) 公害健康被害補償法による障害補償費
- 3 ⑨欄には、⑥欄の期間のうち、⑧欄の給付を受けることができる期間を記載すること。なお、⑧欄で2以上の番号を○で囲んだ場合は、その給付を受けることができる期間を、それぞれの番号の順に記載すること。
- 4 ⑩欄には、⑥欄の期間中において、内職若しくは手伝いをした場合又は内職若しくは手伝いによる収入を得た場合に記載すること。「内職若しくは手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によつて収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であつてもそれによつて収入を得た場合、すなわち他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いたりした場合であつて、「就職又は就労」とはいえない程度のものをいうものであること。
- 5 ⑪欄の下申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 6 ※印欄には、記載しないこと。

様式第13の3を次のように改める。

様式第13の3 (表面)

再就職手当に相当する退職手当支給申請書

事業主の証明

① 申請者	氏名		住所	〒	(電話)
-------	----	--	----	---	------

② 就職先の 事業所 (開始した事業)	名称		事業所番号	
	所在地	(電話)		
	事業の種類			
③ 雇入年月日 (事業開始年月日)	年 月 日		④ 採用内定年月日	年 月 日
⑤ 職 種			⑥ 1週間の所定労働時間	時間 分
⑦ 賃金月額	万 千円	⑧ 雇用期間	ア 定めなし → 年 月 日まで イ 定めあり ( 年 か月) 契約更新条項(ア 有 イ 無) 1年を超えて雇用する見込み(ア 有 イ 無)	
⑨ 上記の記載事実には誤りのないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 (印) (法人のときは名称及び代表者氏名)				

⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の有無	ア 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。
	イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがない。

職員の退職手当に関する条例施行規則第24条第1項の規定により上記のとおり再就職手当に相当する退職手当の支給を申請します。

年 月 日

申請者氏名 (印)

任命権者 様

※ 処理欄	所定給付日数		日
	支給残日数		日
	支給金額		円
	支給決定年月日	年 月 日	

## 様式第13の3 (裏面)

## 注意事項

- 1 この申請書は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1か月以内(提出期限)に、任命権者に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されない。
- 2 この申請書には、受給資格証を添えること。
- 3 雇用された受給資格者にあつては、①から⑩までの欄に記入し、事業を開始した受給資格者にあつては、①から③まで及び⑩の欄に記入すること。
- 4 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 5 ⑧欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「イ 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載するとともに、契約更新条項の有無及び1年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲むこと。
- 6 ⑩欄は、該当する記号を○で囲むこと。
- 7 事業主は、⑨欄の証明を行うこと。
- 8 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 9 ※印欄には、記載しないこと。

様式第13の3の次に次の1様式を加える。

様式第13の4 (表面)

就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書

1. 氏名			2. 受給資格証番号		
3. 住所	〒				
4. 就職先の事業所	名称			事業所番号	- -
	所在地	〒 (電話番号)			
5. 一週間の所定労働時間	時間	分	6. 求人申込み時等に明示した賃金額(月額)	万	千円
7. 雇用期間中の賃金支払状況					
① 賃金支払対象期間	② ①の基礎日数	③ 賃金額			④ 備考
		①A	①B	計	
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
就職年月日 ~ 月 日					
8. 上記の記載事実には誤りがないことを証明する。					
年 月 日		事業主氏名			印
(法人のときは名称及び代表者氏名)					

事業主の証明

9. 職員の退職手当に関する条例施行規則第24条第1項の規定により上記のとおり就業促進定着手当に相当する退職手当の支給を申請します。	
年 月 日	申請者氏名 印
任命権者 様	
備考	
※処理欄	

## 様式第13の4 (裏面)

## 注意事項

- 1 この申請書は、再就職手当の受給に係る就職日から起算して6か月に至った日の翌日から起算して2か月以内に、任命権者に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されないので注意すること。
- 2 この申請書には、受給資格証を添えること。
- 3 申請者にあつては1欄から3欄まで及び9欄、当該申請者を雇用した事業主にあつては4欄から8欄までをそれぞれ記載すること。ただし、1欄から3欄までは、再就職手当の支給申請時から変更がない場合は記載を省略することができる。
- 4 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として刑罰に処せられることがある。
- 5 申請書の記載について
  - (1) 申請者の記載事項  
9欄の申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
  - (2) 事業主の記載事項
    - ア 5欄は、再就職手当の受給に係る就職日から6か月に至った時点における一週間の所定労働時間を記載すること。
    - イ 6欄は、事業主が求人申し込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額(月額)を記載すること。
    - ウ 7欄は、再就職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日(賃金締切日が1暦月中に2回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日をいう。以下同じ。)まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。
    - エ 8欄において、4欄から7欄までの記載事項の証明を行うこと。
- 6 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として刑罰に処せられることがある。
- 7 ※印欄には、記載しないこと。

様式第14を次のように改める。

様式第14 (表面)

常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書

① 申 請 者	氏名		住所	〒	(電話	)
---------	----	--	----	---	-----	---

事業主の証明	② 就 職 先 の 事 業 所	名 称		事業所番号		
		所 在 地	(電話			
		事業の種類				
	③ 雇 入 年 月 日	年 月 日	④ 採 用 内 定 年 月 日	年 月 日		
	⑤ 職 種		⑥ 1 週間の所定労働時間	時間	分	
	⑦ 賃 金 月 額	万 千円	⑧ 雇 用 期 間	ア 定めなし → 年 月 日まで イ 定めあり ( 年 か月) 契約更新条項(ア 有 イ 無) 1年を超えて雇用する見込み(ア 有 イ 無)		
	⑨ 上記の記載事実誤りのないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 (印) (法人のときは名称及び代表者氏名)					

⑩	③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の支給の有無	ア 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。
		イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがない。
職員の退職手当に関する条例施行規則第24条第1項の規定により上記のとおり常用就職支度手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 任命権者 様 申請者氏名 (印)		
※ 処 理 欄	支 給 金 額	円 支給決定年月日 年 月 日



## 様式第14 (裏面)

## 注意事項

- 1 この申請書は、③欄に記載した雇入年月日の翌日から起算して1か月以内(提出期限)に、任命権者に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されない。
- 2 この申請書には、受給資格証又は特例受給資格証を添えること。
- 3 ⑧欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「イ 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載するとともに、契約更新条項の有無及び1年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲むこと。
- 4 ⑩欄は、該当する記号を○で囲むこと。
- 5 ※印欄には、記載しないこと。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。